

第 2 回栃木県産業再生委員会地域金融再生部会結果（概要）

1 日 時 平成 16 年 12 月 21 日（火）14：00 から 16：00 まで

2 場 所 栃木県総合文化センター 3 階第 1 会議室

3 出席者（部会）須賀部会長他委員 9 名（1 名欠席）

4 議 事

(1) 知事の諮問についての経過報告

副知事から 12 月 17 日に知事から藤本委員長に「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について諮問を行ったことについて報告した。

(2) 諮問内容に対する審議の進め方等について

預金保険法第 102 条及び第 120 条について

出納局長から、預金保険法第 102 条及び第 120 条の概要について説明し、足利銀行の一時国有化の終了パターンの例について説明した。

今後の部会審議の進め方について

須賀部会長から、今後の審議予定スケジュール及び審議する予定項目（基本的認識、新銀行のあるべき姿等）について説明した。

その他

- ・部会の決定は委員の全員一致を原則とする。
- ・国への提案事項は本委員会においても審議する。
- ・県民に不安をまねかないよう配慮する。

(3) 意見交換（非公開）

各委員が審議項目等全般に対する意見を述べるとともに、「基本的認識」、「新銀行のあるべき姿」について、検討を行った。

(4) 主な審議事項

基本的な認識

- ・足銀の現状の問題点と県政の課題
- ・足銀の栃木県経済・産業・県民生活にとっての意義と将来像
- ・県の支援・協力
- ・足銀の当面の課題

新銀行のあるべき姿

- ・県からの主な期待
- ・地域中核金融機関
- ・企業・地域再生への積極的な取り組み、円滑な資金供給
- ・高い金融ノウハウと商品企画、強力なシステム、行員の意識改革
- ・地域展開についての論点
- ・新たな金融地図の中での位置づけ
- ・外資系参入についての論点

(5) 意見交換における確認事項

足利銀行が本県にとって将来的にも重要な地域中核金融機関であるとの認識に立ち、その組織・システムと優良な資産等を一体として存続を図ることが望ましいこと。

新銀行が自らの再生とともに地域再生の企業再生に積極的に取り組むこと。

新銀行が県内における他の金融機関との役割分担にも配慮しながら、県内の金融秩序の安定に取り組むこと。